



記入にあつては、裏面の記入注意を必ず読んで下さい。  
 ○欄は市町村、◎欄は都道府県で記入して下さい。

通商産業省

都道府県名 ○	郡市 ○	区名	指定統計 第10号		工業調査票乙		通し 番号	第	号		
1 事業所名			4 従業者数(昭和31年12月31日現在)(単位人)								
2 事業所所在地 (電話 局 番)			区 分		男	女	イおの び合計				
3 経営組織(昭和31年12月31日現在) 次のいずれかの番号に○をつけて下さい。 1 株式会社 2 合資会社 3 合名会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他			イ 常労働者(90日を超える期間を定めて雇用している臨時の者および前2箇月の各月において18日以上または前6箇月において連続して60日以上雇用された臨時および日雇の者を含む)								
			ロ 個人事業主および家族従業者(業務に従事している個人事業主およびその家族で無報酬で常時従業している者)								
5 事業の内容			6 製造品出荷額等(昭和31年1月1日から12月31日まで)				備考				
イ おもな原材料の名 1 購入したもの			製造品出荷額、加工賃収入額および修理料収入額について記入し、転売品は含めないで下さい。				金額(単位千円)				
2 支給されたもの			イ 製造品出荷額 自己所有の原材料による製造品(原材料を他に支給して製造させたもの、副産物ならびにくずおよび廃物を含む。)の昭和31年1年間の出荷総額				千	百	十	万	円
ロ おもな製品の名 または加工の種類			ロ 加工賃収入額 他から支給された原材料や製品によつて製造または加工した場合、これに対して受け取った加工賃および受け取るべき加工賃の昭和31年1年間の総額								
			ハ 修理料収入額 他人のものを修理して受け取った修理料および受け取るべき修理料の昭和31年1年間の総額								
			ニ イ、ロおよびハの合計金額								
な つ 印	申告者	調査員	市町村職員	町村名	調査区番号	符	※イ	※ロ	※ハ	※ニ	※ホ

この調査は、統計法に基く指定統計です。  
 この調査票は、従業員三人以下の事業所が記入して二週提出して下さい。  
 この調査票は、工業統計および事業所名簿を作る以外の目的には使用しません。

# 記 入 注 意

## 一 般 事 項

- 1 調査票には、青インキまたは黒インキを用いてはつきりと記入して下さい。
- 2 数字は、必ず1,2,3のようなアラビア数字を用いて下さい。
- 3 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。
- 4 該当事項のない欄には、必ず斜線をひいて下さい。

## 調査事項の説明

### 1 事業所名

商号その他営業上用いている名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。

### 2 事業所所在地

都道府県名以下番地まで記入して下さい。

### 3 経営組織

「5組合」とは、法人格をもつた組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、「6個人」に含めて下さい。

### 4 従業者数

(1) 「常用労働者」とは、賃金を支払って常時雇用しているものをいい、職員と労働者を含みます。なお、臨時または日雇の者であっても、30日を超える期間を定めて雇用されている者および前2箇月の各月において18日以上または前6箇月の各月において通算して60日以上雇用された者を含めて下さい。

(2) 「個人事業主」とは、個人で経営している事業所の事業主をいいます。実際に業務に従事していない者は、ここに含めないで下さい。「家族従業者」とは、個人事業主の家族で、無報酬で、かつ、常時その事業所の業務に従事している者をいいます。個人事業主の家族であっても普通の給料賃金を支給されている者は、常用労働者に含めて下さい。

### 5 事業の内容

(1) 「おもな原材料の名」には、「6製造品出荷額等」に記入した製造品や加工品の製造、加工に使用した原材料のうち、主要なものを購入したものと支給されたものとのわけてそれぞれ記入して下さい。

(2) 「おもな製造品の名または加工の種類」には、「6製造品出荷額等」に記入した製造品を革靴、学帽、陶磁器製食器、真鍮プレス品などのように具体的に、かつ、一般に通用する名称で記入して下さい。単に、皮製品、帽子、陶磁器、金属製品、木製品というような概括的な名称で記入しないで下さい。何種類かの製造品を作っている場合は、出荷額の多いものから順に3,4種ぐらい挙げて下さい。また、ある製品の中間加工または仕上げ加工だけを行っている場合は、糸染色、電気メッキ、木製家具塗装、扇骨加工、打綿などのように加工の種類を記入して下さい。

### 6 製造品出荷額等

(1) 「製造品出荷額」には、同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場や離れている販売部等）に引き渡したものを含めて下さい。また、委託販売に出したものは、販売先となっていないものでも含めて下さい。価額は、工場出荷値段（製造工場渡値段）によつて下さい。

(2) 「加工費収入額」には、他から支給された原材料によつて製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工処理を加えた場合に限って記入して下さい。したがって、普通に加工業と呼ばれる業者に属する事業所でも、自己の所有に属する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の製造品となりますから、これらは「イ製造品出荷額」に含めて下さい。

(3) 「修理料収入額」には、他の所有に属するものを修理して引き渡したのものに対する修理料の総額を記入して下さい。ただし、船舶の修理料は、「イ製造品出荷額」または「ハ加工費収入額」に記入して下さい。